

平成28年第10回教育委員会議事録

平成28年6月22日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 平成28年6月22日（水）午後1時58分～午後2時30分

場 所 教育委員会室

出席委員 教 育 長 井 出 隆 安 委 員 對 馬 初 音
委 員 久 保 田 福 美 委 員 伊 井 希 志 子
委 員 折 井 麻 美 子

出席説明員 事務局次長 徳 嵩 淳 一 学 校 整 備 大 竹 直 樹
担 当 部 長
生涯学習スポーツ 齋 木 雅 之 中 央 図 書 館 長 森 仁 司
担 当 部 長
庶 務 課 長 岡 本 勝 実 教 育 人 事 企 画 課 長 藤 江 敏 郎
学 務 課 長 正 田 智 枝 子 特 別 支 援 教 育 課 長 伴 裕 和
学 校 支 援 課 長 朝 比 奈 愛 郎 学 校 整 備 課 長 和 久 井 伸 男
生涯学習推進課長 本 橋 宏 己 濟 美 教 育 セ ン タ ー 白 石 高 士
統 括 指 導 主 事 大 島 晃 所 長 統 括 指 導 主 事 手 塚 成 隆
濟 美 教 育 セ ン タ ー 手 塚 成 隆
就 学 前 教 育 担 当 課 長 佐 藤 正 明 中 央 図 書 館 次 長 岡 本 幸 子
副 参 事 塩 畑 ま ど か
子 ど も の 居 場 所 づ くり 担 当

事務局職員 庶 務 係 長 井 上 廣 行 法 規 担 当 係 長 岩 田 晃 司
担 当 書 記 小 野 謙 二

傍 聴 者 数 1 名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第67号 平成28年度における杉並区学校教育職員の夏季休暇の特例に関する規則
- 議案第68号 杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表に規定する教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則
- 議案第69号 杉並区体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第70号 杉並区立子供園条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第71号 第14期杉並区社会教育委員の委嘱について
- 議案第72号 第14期杉並区立郷土博物館運営協議会委員の委嘱について

(報告事項)

- (1) 学校運営協議会委員の任命について
- (2) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について
- (3) 平成28年度「すぎなみ小・中学生未来サミット」の実施について

目次

議案

議案第67号	平成28年度における杉並区学校教育職員の夏季 休暇の特例に関する規則・・・・・・・・・・・・・・・・	5
議案第68号	杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供 に関する条例別表に規定する教育委員会規則で 定める事務及び情報を定める規則の一部を改正 する規則・・・・・・・・・・・・・・・・	6
議案第69号	杉並区体育施設等に関する条例施行規則の一部 を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・	7
議案第70号	杉並区立子供園条例施行規則の一部を改正する 規則・・・・・・・・・・・・・・・・	14
議案第71号	第14期杉並区社会教育委員の委嘱について	8
議案第72号	第14期杉並区立郷土博物館運営協議会委員の委 嘱について・・・・・・・・・・・・・・・・	8

報告事項

1 報告事項

(1) 学校運営協議会委員の任命について	9
(2) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について	10
(3) 平成28年度「すぎなみ小・中学生未来サミット」の実施に ついて	10

教育長 ただいまから、平成28年第10回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

議事進行に先立ちまして、皆様にお知らせをいたします。6月17日付で新たに久保田福美委員が教育委員に就任されました。本日は就任後最初の委員会でございますので、久保田委員から一言、ご挨拶をお願いいたします。

久保田委員 皆様、こんにちは。6月17日付をもちまして教育委員を拝命いたしました久保田福美と申します。私は23年間、杉並区でお世話になりました。学級担任6年、教頭4年、校長13年。長きにわたって大勢の皆様方に支えられてやってくることができました。これから、少しでも杉並区への恩返しができればと嬉しく思っています。子どもたちの笑顔と元気のために、そして、各学校や杉並区の教育の充実・発展に向けて、精いっぱい力を尽くしてまいりたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

教育長 ありがとうございます。なお委員の皆様様の席次につきましては、ただいまお座りの席でご了承願います。

それでは、引き続きまして、説明員の紹介をお願いいたします。

事務局次長 事務局次長の徳嵩淳一でございます。私から教育委員会事務局の説明員をご紹介します。

学校整備担当部長の大竹直樹でございます。生涯学習スポーツ担当部長の齋木雅之でございます。中央図書館長の森仁司でございます。教育委員会事務局参事生涯学習推進課長事務取扱の本橋宏己でございます。庶務課長（統括課長）の岡本勝実でございます。教育人事企画課長の藤江敏郎でございます。学務課長（統括課長）の正田智枝子でございます。特別支援教育課長の伴裕和でございます。学校支援課長（統括課長）の朝比奈愛郎でございます。教育委員会事務局副参事子どもの居場所づくり担当の塩畑まどかでございます。スポーツ振興課長（統括課長）、オリンピック・パラリンピック教育事業推進担当課長を兼務しております阿出川潔でございます。済美教育センター所長の白石高士でございます。済美教育センター統括指導主事の大島晃でございます。済美教育センター統括指導主事の手塚成隆でございます。済美教育センター就学前教育担当課長の佐藤正明でございます。最後になりますが、中央図書館次長の岡本幸子でございます。

以上です。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

教育長 ありがとうございます。それでは、本日の会議について事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に折井委員とのご指名がございましたので、よろしくお願ひいたします。

次に、本日の議事日程についてでございますが、事前にご案内のとおり、議案6件、報告事項3件を予定しております。

以上でございます。

教育長 それでは、本日の議事に入ります。まず、議案の審議を行います。

なお、議案第70号につきましては、区長からの協議案件で、意思形成過程上の案件となっております。したがって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、審議を非公開としたいと思ひますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

教育長 それでは、議案第70号につきましては、審議を非公開として、他の議案審議と報告事項の聴取の後に審議することといたします。

では、まず他の議案の審議を行います。議案の上程・説明は事務局よりお願いいたします。

庶務課長 それでは、日程第1、議案第67号「平成28年度における杉並区学校教育職員の夏季休暇の特例に関する規則」を上程いたします。

それでは、ご説明いたします。

東京都では、本年8月から9月までにかけて、リオデジャネイロで行われるオリンピック・パラリンピック競技大会に当たりまして、大会開催中及びその前後の期間において、現地への職員派遣をはじめ関連イベントの実施など、当該大会の開催が各局の業務等に影響を及ぼすことが想定されることから、夏季休暇の取得期間の拡大を行う特例に関する規則を定めたところでございます。

このことに伴ひまして、学校教育職員、いわゆる区費教員につきましても、都費教員に準じて夏季休暇の特例を設けるため、杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則に定める夏季休暇の期間を読み替える規則を定めるものでございます。

読み替えの内容でございますが、議案の最後に添付いたしました読替表をご覧ください。

第32項第1号に規定されている夏季休暇を取得できる期間につきまして、「7月1日から9月30日まで」としているところを平成28年度におきましては「6月22日から10月31日まで」とするものでございます。

最後に施行期日でございますが、公布の日から施行することとしてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第67号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第67号につきましては原案のとおり可決といたします。

庶務課長 それでは、引き続きまして、日程第2、議案第68号「杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表に規定する教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

それでは、説明いたします。いわゆる番号法におきましては、個人番号をその内容に含む個人情報である特定個人情報の提供を原則として禁止されておりますが、条例で定めるところにより、区長や教育委員会などの区の機関の間で必要な限度で提供できるとされております。

本年7月1日に施行する条例の一部改正によりまして、教育委員会が日本スポーツ振興センター法による災害共済給付の支給に関する事務であって、教育委員会規則で定めるものを行う場合に、区長が生活保護関係情報等の提供を行うことができることを定めたところでございます。

この議案は、条例の規定に基づきまして、教育委員会が行う事務を定めるものでございます。

改正の内容でございますが、議案の最後に添付いたしました新旧対照表をご覧ください。第4条の2を追加いたしまして、条例別表第3の2の2の項に規定する教育委員会規則で定める事務を「独立行政法人日本スポーツ振興センター法第15条第1項第7号の災害共済給付の給付金

の支払の請求に係る事実についての審査に関する事務」として定めるものでございます。

また、第3条の前の見出しにおきましては、必要な規定の整備を図るものでございます。

最後に施行期日でございますが、平成28年7月1日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。

議案第68号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議ございませんので、議案第68号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 それでは、引き続きまして、日程第3、議案第69号「杉並区体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

それでは、ご説明いたします。この議案は、今月16日に公布されました杉並区体育施設等に関する条例の一部改正により、松ノ木運動場に指定管理者制度を導入することに伴いまして、必要な規定の整備を図るものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、ご説明を申し上げます。議案を1枚おめくりください。第7条を改正いたしまして、松ノ木運動場を含めた体育施設等の照明設備の利用料金を定めるほか、別表、様式等におきまして規定の整備を図るものでございます。

最後に、施行期日でございますが、平成29年4月1日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。

議案第69号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議ございませんので、議案第69号につきましては、原案のとおり可決いたします。

庶務課長 それでは、引き続きまして、日程第5、議案第71号「第14期杉並区社会教育委員の委嘱について」を上程いたします。

生涯学習推進課長からご説明いたします。

生涯学習推進課長 それでは、議案第71号、第14期杉並区社会教育委員の委嘱につきましてご説明申し上げます。

本議案は、前任委員の退任に伴い、新たに1名、杉並区社会教育委員を委嘱するものでございます。

参考資料をご覧ください。新たに委嘱する委員は、山口京子。杉並第十小学校長で、「学校教育及び社会教育の関係者」の区分で、任期は前任者の在任期間の平成29年6月9日までとなっております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

教育長 社会教育委員の選出枠ですけれども、これは杉並第十小学校の校長が補充という形ですけれども、学校関係者はこのほかに定数はあるのですか。

生涯学習推進課長 中学校の校長会からの推薦の委員の方がいらっしゃいます。

庶務課長 ほかによろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。

議案第71号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議ございませんので、議案第71号につきましては、原案のとおり可決いたします。

庶務課長 それでは、引き続きまして、日程第6、議案第72号「第14期杉並区立郷土博物館運営協議会委員の委嘱について」を上程いたします。

引き続き、生涯学習推進課長から、ご説明いたします。

生涯学習推進課長 それでは、議案第72号「第14期杉並区立郷土博物館運営協議会委員の委嘱について」につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、前任委員の退任に伴い、新たに1名、杉並区立郷土博物館運営協議会委員を委嘱するものでございます。参考資料をご覧ください。

新たに委嘱する委員は、小澤伸生。井荻小学校校長で、「学校教育及び社会教育の関係者」の区分で、任期は前任者の在任期間の平成29年6月9日までとなっております。

以上で説明を終わります。議案の朗読等は省略させていただきます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。

議案第72号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議ございませんので、議案第72号につきましては、原案のとおり可決といたします。

以上で、議案の審議を終わります。

引き続きまして、報告事項の聴取を行います。

事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、報告事項1番「学校運営協議会委員の任命について」、学校支援課長からご説明いたします。

学校支援課長 それでは、資料をご覧くださいいただければと存じます。

高井戸第二小学校の校長推薦による学校運営協議会委員、これまで空席だったところがございます。この度、校長から改めまして記載の委員につきまして推薦がございました。平成28年7月1日から任命をさせていただければと考えているところでございます。

任期の終期につきましては、学校運営協議会を設置する学校としての4年間の指定期間の最終がこの平成29年3月31日に当たるものですから、終わりまでが少し短い期間になってございます。

以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ご

ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項1番につきましては、以上とさせていただきます。

それでは、引き続きまして、報告事項2番「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」、生涯学習推進課長からご説明いたします。

生涯学習推進課長 私からは、平成28年5月分の教育委員会共催・後援名義使用承認について、ご報告をいたします。

5月分の合計ですけれども、総件数が37件でございます。

内訳は、定例が36件、新規が1件となっております。

また、共催・後援の内訳は、共催が9件、後援が28件でございます。

新規の1件でございますが、担当課は生涯学習推進課でございます。2ページをご覧ください。名義は後援名義でございます。団体名は「熊本地震義援能実行委員会」。事業名は「熊本地震義援能」でございます。

以上で、共催・後援名義の使用承認についての報告を終了いたします。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。お願いいたします。

伊井委員 ご説明ありがとうございます。新規のところの「熊本地震義援能実行委員会」のところですが、これは入場料等のところで義援というような形をとるようなご予定なのでしょうか。

生涯学習推進課長 既にもう実行し、この義援能は6月17日に終了しております。入場料の収益を義援金として、熊本の方に寄附されたということでございます。

ちなみに、入場料の合計金額は98万1,000円と。そのほかに募金を別に集めて、合わせて150万円ほどを寄附されたと聞いてございます。

伊井委員 わかりました。

庶務課長 ほかにはよろしいでしょうか。それでは、報告事項2番につきましては、以上とさせていただきます。

それでは、報告事項3番「平成28年度『すぎなみ小・中学生未来サミット』の実施について」、済美教育センター統括指導主事からご説明いたします。

統括指導主事（手塚） 私からは「平成28年度『すぎなみ小・中学生未来サミット』の実施について」、ご報告させていただきます。

平成25年度から、3回にわたり実施してきた中学生生徒会サミットについて、新たに小学生を交えて子どもたち自身が、主体的にいじめ問題

等を協議する取組へと発展させていくこととなりました。

目的、日時、場所については、記載のとおりでございます。

当日の実施内容について説明いたします。今年度のテーマは、「明るい学校づくりをするためには」としました。

当日の第Ⅰ部では、今年度のテーマについて、小・中一貫教育で取り組んでいる小学校と中学校が連携しているグループの代表児童・生徒により、2分以内という時間を設定して発表を行ってまいります。

続いて、第Ⅱ部では、連携しているグループを代表して、中学校第4分区の連携グループ。このグループについては、資料の下に掲載されている区割り・組み合わせになります。この学校の代表児童・生徒が登壇し、パネルディスカッションを実施してまいります。ここでは、昨年同様、フロアの方も参加できるように工夫をしております。また、パネルディスカッションのコーディネーターには、全日本女子バレーボール選手であった三屋裕子氏をお招きしております。

なお、開会前、及び第Ⅰ部と第Ⅱ部の間では、会場のロビー及び後方等に今年度のテーマについて、各連携校グループの取組を記載したポスターを掲示し、当該校の児童・生徒が、来場者の皆様に説明する取組を行ってまいります。

私からは以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

對馬委員 中学生生徒会サミット、毎年伺っております、大変取組もどんどん進化しているとか、発展していいことだなと思います。毎回、入場者数が多いと思うのですが、今回小学生も巻き込んで一緒にやると、かなり多くの方の参加が見込まれるかと思うのですけれども、どのぐらいを考えていらっしゃるのでしょうか。

統括指導主事（手塚） 基本的に、小学生の子どもたちが参加し、その教員がついてくるという形になりますので、400から450名程度を想定しているところでございます。

對馬委員 かなりセッションだと、もういっぱいになるくらいに来ていただけて、非常にそれはありがたいことだと思いますが、そうすると周知というのは、一般区民というよりも、やはり学校を通して周知をしていくという形でしょうか。

統括指導主事（手塚） 今日お示ししましたポスターを各学校にも貼りますけれども、町会のポスター掲示板等にも貼っていく予定でございます。

対馬委員 わかりました。多くの方が、この会を共有するということがとても大事なことかと思いますので、本当にセッションがいっぱいになるくらいのお客さんが入るといいなと思えます。応援しています。

折井委員 今までの中学生だけの取組から、小学生も加わってということで、かなり大がかりなものになると思うのですが、その準備段階でも小学校と中学校で時間割も異なりますし、会って、いろいろミーティングをして、打ち合わせをしてというのは、いろいろな面でなかなか難しいかと思うのですが、現状で、もしくは今後7月30日までの間に、どのような形で小・中学生の交流というか、会議をする予定なのでしょうか。教えていただけますでしょうか。

統括指導主事（手塚） 現在のところ、各中学校から直接小学校に出向いて行って、そして取組はどのような内容にしていこうかというような話し合いが進められています。

しかし、時間割等や部活等の関係で、なかなか時間が合わないというところが出ているのが現状です。特にステージにパネルディスカッションで上がる子どもたちについては、7月の下旬にコーディネーターである三屋氏も招き、打ち合わせを1回行った上で登壇できるように準備を進めているところでございます。

折井委員 ありがとうございます。

伊井委員 小学生は何年生から参加するのかということは、それぞれの小・中学校に任せている感じでしょうか。

統括指導主事（手塚） 小学校には代表委員というものがございまして、その代表委員の委員長に当たる6年生の児童が基本的にはなるかと思えますけれども、それは学校に基本的に任せていく予定でございます。

伊井委員 では、打ち合わせとかそういったものも各学校に任せていらっしゃるということで、指導とかに回られて現状をちょっと把握しながら進めていかれるという感じでしょうか。

統括指導主事（手塚） 現在、指導主事、または私自身も学校に回った際に、校長から取組状況を確認しております。

また、サミット当日に引率をする教員については、7月5日に一度済美教育センターに招集をしまして、そこでどういう取組にしていくかと

いうことをきちんと周知をしてまいりたいと思っております。

伊井委員 先ほど對馬委員もおっしゃったのですけれども、毎年サミットで、本当に子どもたちの意見がどんどん具体化されたり、それから大人も顔負けのようないい意見とか、こちらが学ばされるような意見も出たりするので、そういうものを小学生も聞いて学び合いするような場ができて、大変楽しみな試みだと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

教育長 これは都知事選の前日ですけれども、会場はいいのですか。

統括指導主事（手塚） その影響はかなり受けてしまいまして、当日、ポスターセッションをする予定をしていたところがやはり使えなくなってしまったということがあります。

ですから、このホールの後ろ側というのでしょうか、会場の後方の窓があるところにパネルを置いて、そこにポスターを貼って、ポスターセッションをするような工夫をしてまいりたいと思っております。

折井委員 ポスター掲示について、ちょうどお伺いしたかったのですが、やはり場所が小さなところになってしまったということで、その点はちょっと残念だなと思うのですけれども、研究者の世界でも、学会ですとか、フォーラムで、口頭で発表することは基本ではあるのですけれども、ポスターセッションというのは対話ができるということで、このような小学生・中学生の取組としては、自分たちの意見を直接大人であるとか、同年代の人に説明する。その試み自体が非常に有効なものだと思いますし、区民の方から質問を受け、それに答えるということで、本当に大きな意味のある交流の図り方だなと思っております。

場所が狭いため、非常に混雑が見込まれると思っておりますので、十分にそのやりとりの時間がとれるかどうかというのが少し心配ではありますけれども、非常にポスターの方も楽しみにしたいと思っております。

久保田委員 この日に至るまでの取組の様子は、具体的にわかりますか。やはり事前の取組がとても大事だなと思うのと、もちろんこの本番ですが、あとはこれが終わった後、どのように各学校、あるいは各方面にまた広げていくのか。その辺について、教えていただければと思います。

統括指導主事（手塚） ここで話し合われたことは、話し合いで終わっては全く意味がないことだと捉えています。ですから、これから小・中連携でやっていくということを大きく踏まえまして、実際にこれから9月

以降、生徒会、または児童会を通して取組を進め、またこれが来年のサミットにつながるよう働きかけをしてまいりたいと思っているところでございます。

庶務課長 ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、報告事項3番につきましては、以上とさせていただきます。

以上で報告事項の聴取を終わります。

教育長 それでは、冒頭に決定いたしましたとおり、ここからは非公開で審議をさせていただきます。その前に庶務課長、何か連絡事項がございましたら。

庶務課長 次回の日程でございますが、7月13日水曜日、午後2時から定例会を予定しております。

以上でございます。

教育長 それでは、引き続き、議案の審議を行います。庶務課長、お願いいたします。

庶務課長 それでは、日程第4、議案第70号「杉並区立子供園条例施行規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

それでは、ご説明いたします。

この議案は今年16日に公布されました杉並区立子供園条例の一部改正に伴いまして、低所得のひとり親世帯及び3人以上の子どもがいる多子世帯に係る保育料の算定方法を規則で定めるものでございます。

改正の概要につきまして、ご説明いたします。議案を1枚おめくりください。改正内容の第1点目でございます。第12条の3の規定におきまして、住民税の所得割課税額が7万7,100円以下であるひとり親世帯等の第1子に係る保育料を長時間保育を受ける市町村民税均等割のみの課税世帯にあっては無料と、その他の世帯にあっては半額と定めるものでございます。

議案を1枚おめくりいただき、12条の4。左側の中段、「3」及び「4」と書かれた規定をご覧ください。第2点目は、住民税の所得割課税額が7万7,100円以下である世帯等について、第2子に係る保育料を半額、第3子以降に係る保育料を無料とするものでございます。

同じページの一番下の行、「5」と書かれた規定をご覧ください。第3点目は、住民税の所得割課税額が7万7,100円以下であるひとり親世帯等の第2子以降に係る保育料を無料とするものでございます。

右側のページの9行目、「2」と書かれた規定をご覧ください。第4点目は、住民税の所得割課税額が25万6,300円以下である世帯の第3子以降に係る保育料について、28年4月分から平成32年3月分に限り無料とするものでございます。

最後に附則でございます。施行期日は公布の日とし、保育料の算定に係る規定は平成28年4月1日から適用することとしてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。

議案第70号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議ございませんので、議案第70号につきましては、原案のとおり可決といたします。

以上で、本日より予定されておりました日程は、全て終了いたしました。本日の教育委員会を閉会とします。